平成２３年（フ）第３０４号
奈良市七条１丁目10番18号
債務者　簗瀬千鶴子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１２７号
青森県弘前市大字小比内１丁目８番地12　シニアパンション弘前
債務者　野口　茂美
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１６２号
神奈川県横須賀市公郷町３丁目124番地１
公郷マンション301
債務者　高橋　明美
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２８１号
神戸市兵庫区荒田町３丁目61番６号
債務者　羽生　　泉
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９９号
神戸市中央区元町通５丁目４番３―619号、従前の住所神戸市中央区元町通７丁目１番２―904号
債務者　伊澤規与子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７２号
神戸市東灘区住吉南町１丁目６番10号　102号
債務者　村山樹一郎
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５４号
神戸市灘区高徳町１丁目２番16―202号
債務者　宮内　邦昭
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９０号
青森県弘前市大字石渡字大保50番地１
債務者　佐藤　則子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第７８号
山口県下松市潮音町２丁目13番25号セジュール21Ｅ棟202号
債務者　村岡　幸二
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第８１号
山口県下松市大字河内1109番地12
債務者　髙橋　　功
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第８２号
山口県下松市大字河内1109番地12
債務者　大﨑　知三
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第８８号
山口県下松市大字末武下546番地
債務者　藤井　愛子（旧姓古屋）
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第４６号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲1539番地
債務者　永屋　照子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第４１９号
熊本市島崎１丁目２番４―102号
債務者　西ノ園欣宏
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１００号
北海道室蘭市輪西町２丁目20番４号
債務者　杉本　幹仁
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
北海道室蘭市輪西町２丁目20番４号
債務者　杉本　千香
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
福島県喜多方市字舞台田3149番地２、前住所福島県会津若松市大塚２丁目２番26号　コーポ米畑２Ｆ103号
債務者　髙崎　優喜
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
福島県会津若松市真宮新町南２丁目74番地
債務者　二瓶　徳光
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係